

## 境港管理組合港湾管理委員会告示第1号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定により、港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において当該行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成19年2月26日から施行する。

その関係図面は、境港公共マリーナ及び境港管理組合に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成19年2月15日

境港管理組合港湾管理委員会  
委員長 片山 善博

放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
境港公共マリーナ東側ヤード (別図のとおり)	台車 自動車 トラクター